

支出命令書 (一般)

市長 **	副市長 **	教育長 **	部長 **	次長 **	課長 	課長補佐 	係長 	担当者 
会計管理者 	会計課長 	課長補佐 	係長 **	担当者 	入力 	財政課合議 **	検収者 	

起 票 日	令和 6 年 5 月 1 6 日	所 属	080100 市議会事務局
年 度	令和 6 年度	会 計	01 一般会計
予 算 区 分	0 現年度		
科 目	款	01 議会費	
	項	01 議会費	
	目	01 議会費	
	事 業	040000 議会調査研究事業	
	節	18 負担金、補助及び交付金	
	細 節	90 その他	
	細々節	06 政務活動費	

金 額	5,120 円	所 得 税	0 円	タイムカード(出勤簿)確認
支 払 回 数	4 回	雇 用 保 険 料	0 円	源泉徴収確認
負 担 行 為 額	1,200,000 円	そ の 他	0 円	被服貸与台帳記載確認
支出命令済額	35,924 円	控 除 額 合 計	0 円	通勤経路及び金額確認
負担行為残額	1,164,076 円	請求書番号		
源泉支払内容	*****			

件 名	研究研修費 令和6年度市町村議会議員研修[2日間コース],
-----	-------------------------------

摘 要	「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」研修経費および振込手数料 井上議員
-----	---

債 権 者 等	支 払 方 法	21 現金払	支 払 希 望 日	令和6年 5月29日
	住 所			
	名 称	泉大津創志会代表者 池辺 貢三,		
	役職等/氏名			
	銀 行 / 口 座			
	口 座 名 義 人		債 権 者 番 号	

領 収 氏 名	住 所	領 収 印
泉大津創志会代表者 池辺 貢三		

上記の金額を領収しました。

支 払 済

令和6年 5月29日

泉大津市 会計管理者 あて

支出負担行為 確 認

001

負担行為番号

06-000315

伝票番号

呼出番号

06-002357

整理番号



06-000007-04

00595093

06 01 01-01-01 04-00-00 18-90-06

会 6.5.17

供	議長	副議長	局長	次長	次長 補佐	議事調 査係長	庶務 係長	主査
覧								

別記様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

令和6年5月13日

泉大津市長
南 出 賢 一 様
(泉大津市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

泉大津創志会
池 辺 貢 三 

政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

交 付 請 求 額	5, 1 2 0 円		
内 訳	令和6年5月20日（月）～21日（火） 令和6年度市町村議会議員研修【2日間コース】 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」 研修経費および振込手数料		
支 払 先	(公財) 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所		
予 算 科 目	研究研修費	交 付 残 額	1,164,076円
使 用 者 名	井上 信久		

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-05-10	41364	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N058	*8,050	
	残高	
	*4,175	
銀行 支店		
送金料金 *220円		
振込予定日 06-05-10		
イヌミオツ イノウエノブヒサ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆ う ち ょ 銀 行

令和6年度



市町村議会議員研修[2日間コース] 自治体決算の基本と実践 ～行政評価を活用した決算審査～

予算執行を明らかにする「決算」ですが、最近は予算編成と並び決算審査の重要性が注目されています。

予算編成を見据え、決算審査のあるべき姿について考察し、行政評価や、地方公会計によるバランスシート等の財務書類を活用した決算審査について学習します。

この研修では、特に、地方議員が身に付けておきたい決算書類審査のポイント及び財政指標による自治体財政分析の手法を学ぶとともに、行政評価手法を活用して事務事業の改善ポイントを検討し、予算審議にも活用していく方法を学びます。

開催要領

日 程

令和6年5月20日(月)～5月21日(火) (2日間)

場 所

全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分

対 象

市区町村議会議員の皆様

2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。
財政状況資料集など、細かい数字を確認しながらの講義・演習となりますので、眼鏡などが必要な方は、予め準備をして研修へご参加ください。
過去に本研修を受講された方もお申込みいただけますが、より多くの方に受講していただくため、申込人数によって、お断りする場合がありますので、ご了承ください。

募集人数

60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください(市区及び町村の区分における申込者の人数により、受講者の人数を按分して抽選、決定します)。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。

宿 泊

研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。

経 費

8,050円 左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食1回、昼食2回、夕食1回)、資料等にかかる費用です。
なお、事前準備・事前学習にかかる費用は含まれておりません。

申込期限

令和6年4月5日(金)まで

申込方法

議会事務局を通じて、JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申込みください。

受講決定

受講の可否については、開講日の約1か月前を目途に通知をお送りします。
経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。

事前課題

研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

問い合わせ先

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL.077-578-5932

[e-mail] kenshu@jiam.jp [ホームページ] <https://www.jiam.jp>

全国研第136号
令和6年4月12日

大阪府 泉大津市議会議長様

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

学長 荻澤 浩

滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号
登録番号 T6040005002305

研修受講決定兼請求書

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしく願います。

氏名	井上 信久
コース名	令和6年度市町村議会議員研修 [2日間コース] 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」
研修期間	令和6年5月20日（月） ～ 5月21日（火）

1 研修受講に要する経費の納入について

下記金額を、指定期間内に指定口座に振り込んでください。

(1) 納入金額：8,050円

＜内訳＞	研修費(①1,300)(課税10%分)	2,600円	計4,900円 220円(振込手数料) 合計5,120円
	食費(課税10%分)	950円	
	食費(不課税分)	2,200円	
	研修生活動費(課税10%分)	2,300円	

(2) 税区分による内訳：(課税10%分) 5,850円(内税 531円)
(不課税分) 2,200円(内税 0円)

(3) 指定期間： 令和6年5月9日（木） ～ 5月15日（水）

(4) 指定口座： 銀行 支店 No. 銀行 支店 No.
名義人：

- 注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず団体名を記入してください。
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。
注3) 振込手数料は、貴団体で負担願います。

支出命令書 (一般)

市長	副市長	教育長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	担当者
**	**	**	**	**				
会計管理者	会計課長	課長補佐	係長	担当者	入力	財政課合議	検収者	
			**			**		

起 票 日	令和 6年 5月 16日	所 属	080100 市議会事務局
年 度	令和 6 年度	会 計	01 一般会計
目 録	款	01 議会費	
	項	01 議会費	
	目	01 議会費	
	事 業	040000 議会調査研究事業	
	節	18 負担金、補助及び交付金	
	細 節	90 その他	
	細々節	06 政務活動費	

金 額	3,040,000 円	所 得 税	0 円	タイムカード(出勤簿)確認
支 払 回 数	5 回	控 除	雇用保険料	0 円
負 担 行 為 額	1,200,000 円		そ の 他	0 円
支出命令済額	38,964 円		控除額合計	0 円
負担行為残額	1,161,036 円		請求書番号	
源泉支払内容	*****			被服貸与台帳記載確認
				通勤経路及び金額確認

件 名	旅費 令和6年5月20日～21日 令和6年度市町村議会議員研修[2日間コース]
-----	---

摘 要	「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」井上議員
-----	----------------------------------

債 権 者 等	支 払 方 法	21 現金払	支 払 希 望 日	令和6年 5月29日
	住 所			
	名 称	泉大津創志会代表者 池辺 貢三		
	役職等/氏名			
	銀行/口座			
	口座名義人		債 権 者 番 号	

領 収	住 所		領 収 印	
	氏 名	泉大津創志会代表者 池辺 貢三		

上記の金額を領収しました。

支 払 済

令和6年 5月29日

泉大津市 会計管理者 あて

支出負担行為
確 認

001

負担行為番号

06-000315

呼出番号

伝票番号

06-002359

整理番号

06-000007-05



00595095

06 01 01-01-01 04-00-00 18-90-06

6.5.17

供	議長	副議長	局長	次長	次長 補佐	議事調 査係長	庶務 係長	主査
覧								

別記様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

令和6年5月13日

泉大津市長
南 出 賢 一 様
(泉大津市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

泉大津創志会
池辺 貢三 

政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり
政務活動費を請求します。

記

交 付 請 求 額	3, 0 4 0 円		
内 訳	令和6年5月20日（月）～21日（火） 令和6年度市町村議会議員研修【2日間コース】 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」参加		
支 払 先	井上 信久		
予 算 科 目	旅 費	交 付 残 額	1,161,036 円
使 用 者 名	井上 信久		

令和6年度

出張申請書

(出張)

会派名	泉大津創志会		氏名	井上 信久				
出発・帰庁年月日		出発 令和6年5月20日		帰庁 令和6年5月21日				
出張先(順路)		全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号)						
目的及び用件		令和6年度市町村議会議員研修【2日間コース】 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」						
区間	距離	運賃	料金	車賃	宿泊料	日当	食卓料	計
和泉府中(自宅最寄駅) (JR阪和線・関西空港線)	km			円	円	円	円	円
大阪	31.6	円	円					
" (JR京都線)								
京都	42.8							
" (JR東海道本線・湖西線)								
唐崎	14.0	88.4	1,520					1,520
" (線)								
復路	88.4	1,520						1,520
(線)								
(線)							計	3,040
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								

主管課用

令和6年度

領収書兼旅費明細書

(出張)

会派名	泉大津創志会		氏名	井上 信久				
出発・帰庁年月日		出発 令和6年5月20日		帰庁 令和6年5月21日				
出張先(順路)		全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号)						
目的及び用件		令和6年度市町村議会議員研修【2日間コース】 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」						
区間	距離	運賃	料金	車賃	宿泊料	日当	食卓料	計
和泉府中(自宅最寄駅) (JR阪和線・大阪環状線) 大阪	km 31.6	円	円	円	円	円	円	円
" (JR京都線) 京都	42.8							
" (JR東海道本線・湖西線) 唐崎	14.0	88.4	1,520					1,520
" (線) 復路	88.4	1,520						1,520
(線)							計	3,040
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
(線)								
右の金額領収いたしました。				金額			¥ 3 0 4 0	
令和 年 月 日				職名	泉大津創志会			
泉大津市会計管理者 殿				氏名	井上 信久			

令和6年度

市町村議会議員研修[2日間コース] 自治体決算の基本と実践 ～行政評価を活用した決算審査～

予算執行を明らかにする「決算」ですが、最近は予算編成と並び決算審査の重要性が注目されています。

予算編成を見据え、決算審査のあるべき姿について考察し、行政評価や、地方公会計によるバランスシート等の財務書類を活用した決算審査について学習します。

この研修では、特に、地方議員が身に付けておきたい決算書類審査のポイント及び財政指標による自治体財政分析の手法を学ぶとともに、行政評価手法を活用して事務事業の改善ポイントを検討し、予算審議にも活用していく方法を学びます。

開催要領

日 程

令和6年5月20日(月)～5月21日(火) (2日間)

場 所

全国市町村国際文化研修所

JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分

対 象

市区町村議会議員の皆様

2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。
財政状況資料集など、細かい数字を確認しながらの講義・演習となりますので、眼鏡などが必要な方は、予め準備をして研修へご参加ください。
過去に本研修を受講された方もお申込みいただけますが、より多くの方に受講していただくため、申込人数によって、お断りする場合がありますので、ご了承ください。

募集人数

60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください(市区及び町村の区分における申込者の人数により、受講者の人数を按分して抽選、決定します)。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。

宿 泊

研修所宿泊棟(宿泊型研修)

※外泊はできません。

経 費

8,050円

左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食1回、昼食2回、夕食1回)、資料等にかかる費用です。
なお、事前準備・事前学習にかかる費用は含まれておりません。

申込期限

令和6年4月5日(金)まで

申込方法

議会事務局を通じて、JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申込みください。

受講決定

受講の可否については、開講日の約1か月前を目途に通知をお送りします。
経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。

事前課題

研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

問い合わせ先

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL.077-578-5932

[e-mail] kenshu@jiam.jp [ホームページ] <https://www.jiam.jp>

令和6年度 市町村議会議員研修[2日間コース]
「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」 時間割

(敬称略)

月日	曜日	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)	課外 (17:00-)
5/20	月	11:00-12:00 受付 11:00- 昼食 12:30- 開講式 開講オリエンテーション 入寮オリエンテーション	【講義・演習】 自治体決算の意義と審査のポイント 武庫川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎				17:15- 意見交換会
							17:45- 交流会
5/21	火	【講義・演習】 (9:25-15:00) 250分、途中15分休憩、昼休憩、10分休憩 行政評価等を活用した決算審査 静岡県立大学経営情報学部 教授 小西 敦				15:00-15:15 閉講・事務連絡 ※「受講証明書」の再発行はできませんので 紛失されないようご注意ください。	

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(令和6年4月12日現在)

名札： 研修担当：小川、村永

□決 裁 ■供 覧

受 発 記 号 ・ 番 号				収受年月日	令和6年6月6日				
差 出 名		泉大津創志会 井上 信久							
あ て 名		泉大津市議会議長				提出期限			
収 受 文 書 の 記 号				収受文書の日付	令和6年6月5日				
件 名		報告書							
議長		副議長		事務局長		次長		合 議	
									
主 管	次長補佐兼 議事調査係長		次長補佐兼 庶務係長		主査		主査		
									
処 理 上 の 意 見 及 び 注 意 事 項									
日 時：令和6年5月20日（月）～5月21日（火） 研修名：令和6年度市町村議会議員研修〔2日間コース〕 「自治体決算の基本と実践」～行政評価を活用した決算審査～									

受講証明書

団 体 名 : 大阪府 泉大津市

所属・氏名 : 泉大津市議会 議員 井上 信久

研 修 名 : 令和6年度市町村議会議員研修 [2日間コース]
「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」

期 間 : 令和6年5月20日（月） ～ 5月21日（火）

上記の研修を受講したことを証明します。

令和6年5月21日

全国市町村国際文化研修所
学 長 荻 澤 滋





報告書

令和6年6月5日（水）

泉大津市議会議長 様

会派名 泉大津創志会

出張者氏名 井上 信久



下記により出張しましたので、その概要について報告いたします。

記

- 1 日 時 令和6年5月20日（月）～5月21日（火）
- 2 出張先 全国市町村国際文化研修所
- 3 内 容 令和6年度市町村議会議員研修〔2日間コース〕
「自治体決算の基本と実践」
～行政評価を活用した決算審査～
- 4 所 見 次頁参照

4 所 見

<研修1日目>令和6年5月20日(月)

「講義①」: 13:00~17:00

自治体決算の意義と審査のポイント

武庫川女子大学 経営学部

教授 金崎 健太郎 氏

資料「自治体決算の基本と実践」

1. 自治体決算の意義と役割

1) 地方公共団体と民間の会計について

【地方公共団体(官庁会計)】

作成目的: 住民の福祉の増進

報告主体: 首長

報告先: 住民(提出先は議会)

説明責任: 議会の承認・認定

簿記方式: 単式簿記

認識基準: 現金主義会計

出納整理期間: あり

決算書類: 歳入歳出決算書

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

【民間企業(企業会計)】

作成目的: 利益の追求

報告主体: 取締役

報告先: 株主(提出先は株主総会)

説明責任: 株主総会の承認

簿記方式: 複式簿記

認識基準：発生主義会計

出納整理期間：なし

決算書類：貸借対照表

損益計算書

キャッシュフロー計算書

株主資本等変動計算書

2) 自治体決算とは

決算：一会計年度の歳入歳出予算について作成する確定的な計数表

- ・歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査
- ・次年度予算の執行の際の指針となる。

3) 予算編成から決算までの流れ

【令和6年度の予算をつくる】

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）

8月：新規事業・事業見直しの検討

9月：首長トップの政策会議の実施

10月：予算要求書の提出（各部局⇒財政課）

予算編成方針通知（財政課⇒各部局）

11月：12月議会 政策提言等

12月：財政課長による査定

1月：財政担当局長による査定

2月：首長による査定、予算案決定・発表

議会開会、予算案の議会提出

3月：3月議会（予算委員会、予算の審議、予算の議決）

【令和6年度予算を執行する年度】

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）

予算の執行（各部局）

6月：6月議会

9月：9月議会 補正予算の審議・議決

12月：12月議会 補正予算の審議・議決

3月：3月議会 補正予算の審議・議決

【令和6年度決算の年度】

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）

4月：出納整理期間

5月：出納整理期間、出納閉鎖（5月末）

6月：決算作業

7月：決算作業

8月：決算の監査委員審査

9月：9月議会（決算委員会、決算の審査、決算の認定）

10月以降：翌年度予算へ反映

4）決算関係書類

（1）決算書

（2）歳入歳出事項別明細書

（3）実質収支に関する調書

（4）財産に関する調書

（5）証書類

（6）監査委員の意見

（7）主要な施策の成果を説明する書類

各書類の項目の説明

—歳入歳出決算書—

・決算書【歳入】

収入済額：調定され、出納閉鎖期日までに納入されたもの

不納欠損額：調定された歳入で、徴収できないと認定されたもの

収入未済額：調定されたが、出納閉鎖期日までに納入されなかったもの

収入済額は収入となった金額、不納欠損額及び収入未済額は収入とならなかった金額ということ。

・決算書【歳出】

支出済額：予算通り支出した金額

不用額：支出しなかった金額

※予算執行時に節約しても、節約しなくても不用額となる。

—実質収支に関する調書—

・翌年度に繰り越す財源について

継続費通次繰越額：

予算の一部として数年にわたり実施する事業について、事業名、総額、年割額を計上する。当該年度で執行残が出れば、通次繰越、複数年度で執行可能。

繰越明許費繰越額：

予算の中で、年度内に支出を終わらない見込みのある事業について、翌年度に繰り越し支出することを予め定めた経費。

事故繰越し繰越額：

年度内に支出負担行為を行い、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越す金額。

2. 決算を用いた財政診断

1) 財政診断に活用できる資料

＜それぞれの市町村で公表＞

- ◆財政状況の公表資料
- ◆決算関係資料（主要な施策の成果を説明する資料、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、監査委員意見書）
- ◆定員・給与関係公表資料
- ◆出資法人等の経営状況の議会報告
- ◆行政改革に関する資料
- ◆財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）

＜総務省による公表＞

- 財政状況資料集（財政比較分析表、ほか）
- 市町村決算状況調
- 全市町村の主要財政指標
- 類似団体別市町村財政指数表
- 給与情報等公表システム
- 地方公営企業決算
- 第三セクター等の状況調
- 公共施設状況調

2) 普通会計について

自治体の会計には一般会計以外に上下水道会計や公営事業などの特別会計があり、そのうち、一般行政部門の会計（一般会計と一部の特別会計を組み合わせたもの）を普通会計とし、その他（公営事業会計）と区分している。

3) 実質収支について

(1) 歳入と歳出の収支は合っているか？

形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額

実質収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度繰越財源

実質収支は決算が黒字か赤字かを判断する際の中心項目

(2) 実質収支比率とは？

・ 歳入と歳出のバランスの程度をみる指標

実質収支比率 = (実質収支額 / 標準財政規模) × 100

標準財政規模：その自治体の標準的な一般財源の総額

・ 目安として3～5%程度が望ましいといわれている

(3) 財政力指数 財政面での豊かさの程度は？

財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額
過去3年間の平均値

(4) 経常収支比率

地方税、地方交付税、地方譲与税など経常的な収入である一般財源（経常一般財源）のうち、どの程度が計上の経費にとられているかの比率。

⇒政策的な経費に回す余裕はどの程度あるのか。

経常収支比率が高いと右から左に流れるお金がほとんどということになり、他の事業に回すお金がないということ。

経常収支比率 = (経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源)
× 100

※令和4年度の泉大津市の決算カードより

泉大津市の経常収支比率は94.8%

4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成 19 年 6 月公布、平成 19 年度決算から適用、平成 21 年に全面施行

- (1) 早期健全化基準未満の地方教協団体
- (2) 財政の早期健全化
- (3) 財政の再生

財政の健全化の指標

「早期健全化基準」

実質赤字比率：都道府県：3.75%、市町村：11.25～15%

実質公債費比率：25%

将来負担比率：都道府県・政令：400%、市町村：350%

「財政再生基準」

実質赤字比率：都道府県：5%、市町村：20%

実質公債費比率：35%

3. ワーク（あなたの自治体の財政診断をしてみましょう）

令和 4 年度の泉大津市の決算カードを使用し決算規模（歳入）を確認

<研修 2 日目> 令和 6 年 5 月 2 1 日（火）

「講義②」： 9 : 2 5 ~ 1 5 : 0 0

行政評価等を活用した決算審査

静岡県立大学 経営情報学部

教授 小西 敦 氏

資料「自治体決算の基本と実践」

～行政評価を活用した決算審査～

1. 本日の目標

行政評価等を議員としてどう活用するか

⇒自身の考えを確認しつつ、理解を深め、行動を。

※行政評価とは、行政のさまざまな活動を、「市民にとっての効果は何か」「当初期待した目的どおりに成果が上がっているか」といった視点で評価・検証することで、より効率的で効果的な行政運営を追及する手法。民間企業で培われた管理手法であるマネジメント（PDCA）サイクルを行政運営に取り入れようとするもの。

出典：伊賀市ホームページ

<https://www.city.iga.lg.jp/0000001553.html>

アクセス日：2024 年 5 月 31 日（金）

2. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化について

1) 地方自治法 89 条

①普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの

法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

2) 行政評価の基本

(1) 地方自治体の全般的な行政評価について

実施を義務付け、方法等を規定する国法は存在しない。

⇒実施・非実施を含めて地方自治体の自由

⇒評価制度の設計も自由

(2) 評価主体について、

自己評価（主流）、外部評価

⇒議会の位置付けがポイント

(3) 法的根拠について、

条例で規定、条例以外でもある

3) 政策評価の在り方（評価法第3条1項）

行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

4) 政策評価導入の目的

「政策評価の手法等に関する研究会最終報告（2000年12月）」から

①国民に対する行政の説明責任の徹底

②国民本位の効率的で質の高い行政の実現

③成果重視の行政への転換

5) 評価対象の政策体系におけるレベル

「政策体系」とは、「行政の目的とそれを達成する手段で形成される一つの体系」と位置付ける。一般に上から順位「政策－施策－事務事業」の三層構造でとらえられる。この三層の区分は相対的なものであり、「施策」が複数階層に分かれたり、「事務事業」に相当するものが存在しない場合など、必ずしも三層の区分が明確にわかれるものではない。

6) 政策評価の観点（評価法3条1項）

- ・ 目的（目標）：必要性

 - 目的の妥当性

 - 行政が行う必要性

- ・ 政策（費用等）：有効性

 - 得ようとする効果と得られている効果との関係性

- ・ 効果：効率性

 - 費用と効果の関係

 - フルコスト計算

政策を評価するうえでの観点として様々な観点を用意し評価することが大事。

3. 事例紹介（藤枝市の取り組み）

1) 藤枝市の議会改革の一部を紹介

藤枝市議会では、議会としての役割を高めるため、次のような取り組みを行っています。

3つのチェック体制

- ① 決算常任委員会

- ② 予算常任委員会

- ③ 常任委員会（総務・健康福祉教育・建設経済環境）

2) 各委員会の役割

<決算常任委員会>

決算審査の対象となる前年度の決算を総括的に審査する。

併せて、市民目線にたち、事業に無駄がないか市民サービスが向上しているかどうかを主眼に、市の重要な事業についてその成果や課題を整理し施策の評価を行う。

<予算常任委員会>

予算審査の対象となる次年度予算を総括的に審査します。併せて、決算常任委員会からの執行部への提言が次年度予算にしっかりと反映されているかを確認する。

<常任委員会>（総務・健康福祉教育・建設経済環境）

予算・決算常任委員会を設置し、議会のチェックサイクルを確立したことにより、前年度決算及び次年度予算に対するチェック機能の強化が図られるが、さらなるチェック機能の強化として、現年度の市政・施策（事業）の進捗状況をチェックしていく必要がある。

常任委員会の役割強化として、現年度の各事業の取り組みの進捗状況をチェックすることで、執行部に対して的確に事業の進捗を促すことが可能となる。

3) 委員会の審査内容と進め方

<決算常任委員会>

- ・ 7月中旬までに事業評価の対象事業を抽出する。

（抽出する事業数は年度により違う。）

「抽出のポイント」

- 新規事業・長期継続事業
- 市長マニフェストなどに掲げられた重点事業
- 藤枝市総合計画等における主要事業

＜予算常任委員会＞

委員は２月定例議会前に新年度予算編成について及び決算常任委員会からの提言をもとに、審査のポイントを絞る。

「審査のポイント」

- 藤枝市総合計画等における主要事業の予算化の取り組み
- 決算常任委員会による事業評価書の当初予算案への反映状況
- 市長の重点施策

＜常任委員会＞（総務・健康福祉教育・建設経済環境）

各常任委員会では、現年度の市の主要施策・目玉事業について進捗状況をチェックする。

４）決算・予算・常任委員会のチェックサイクル

＜予算常任委員会＞

２月：次年度予算審議と決算提言内容の反映確認⇒常任委員会へ

＜常任委員会＞

６月：年度当初での課題・問題点 ⇒ 執行部へ

１１月：進行中の施策チェック ⇒ 予算常任委員会へ

＜決算委員会＞

９月：事業評価と次年度施策への提言 ⇒ 執行部

⇒ 予算常任委員会へ

【さいごに】

この講義を受講して、民主党が政権をとった時に実施した「事業仕分け」を思い出した。「なぜ二位じゃダメなのですか?」、「どうしてこの事業は必要なのですか?」など、マスコミに騒がれたことが思い出される。

行政評価の本来のあるべき姿を考えると、行政が実施した事業を行政自身が評価することは当たり前のことである。今回の学びでは、第三者の目としてできる限り公平に事業を評価することが大切であると講義を通して理解することができた。

そういった意味でも、泉大津でも全ての事業とは言えないが、選択した事業であるが、事業実施の結果を評価していることは、評価に値する。これをさらに進め、議会の評価や市民の評価に繋がるよう議会改革を進めたい。

以上。

